

第十五回 参議院農林委員會會議錄第二十七号

昭和二十八年三月十日(火曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
三橋八次郎君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
石原幹市郎君
小串 清一君
宮本 邦彦君
島村 軍次君
小林 亦治君
中馬 展猪君

衆議院議員

政府委員

調達庁不
動産部長 川田 三郎君
農林省農林
経済局長 小倉 武一君
農林省畜
産局長 長谷川 清君

事務局側

常任委員 安樂城敬男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君

説明員

農林省農地
局入植課長 和栗 博君
農林省畜産
局飼料課長 花園 一郎君

本日の会議に付した事件
○農林政策に関する調査の件

第九部

農林委員會會議錄第二十七号

昭和二十八年三月十日

【参議院】

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案(内閣送付)

○飼料の品質改善に関する法律案(衆議院送付)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○委員長(山崎恒君) 只今から委員会を開きます。先ず昨日水産、農林合同委員会におきまして、小林委員から提案されましたところの、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の取扱を議題といたします。

○島村軍次君 昨日この問題に関して小林委員から御発言があり、本日の農林委員会において申入れの決定をみる事になつておつたのでありますが、私はむしろこの際却つて例示的に挙げたことのほうが本法制定の目的に合するものと考えておりました。お話をよく聞いて政令で定める問題になりますと随分例示がない場合にはどうするかという問題もあるようでありまして、損害賠償、この法律案の特別損失に関する補償に関しては、むしろ現実的に非常に困つておる問題を中心として考えますと、むしろ例示したほうが実効を挙げるとは思ふところであり、法律論としてはいろいろ考えられ、と思ひますけれども、さうな意味において農林委員会としての申入とす

ることに私は私としては反対をいたしましたと思ひます。

○小林亦治君 今島村さんからの御意見を伺つたのでありますが、具体的な問題が起きておるものに対しては、成るほど例えば防潜網とか或いは防風の施設、かような具体的な問題が起きておるものに対しては、法文に例示したほうがむしろ損害の賠償を早からしめるという効果があることは御尤もなものであります。ところがやはり一つの対抗法として作り上げるためには、やはり法律としての体裁を整えなければならぬ、首尾一貫したものではないけれどもこの例示に洩れたものに対しては民法で与えておるところの補償すら困難になるという憂いがありますので、昨日のような案を出したような次第なんです。先ほど島の部長にもお出で願つて、私どもの会派のほうの衆議院側の諸君にもお立会い願つて別室で審議をしたのでありますが、特調側といひましては、具体的にこの政令で定むるところの行為といふものを並べて表現されたものについては、将来の成文化に努力をする、取りあへず政令の内容の具体的なものをできるだけ多く発表し、お約束しましたので、かような御言明を得られましたので、先ほどの私どもの話合のような具体的な内容をこの席で御発表願ひ、その立法化に努力せられるという事であります。ならば、あえてこの申入をしなくてもこのまま原案に賛成したいと思ひます。

す。そこでもう一遍御面倒でも該当する行為といつたようなものを目算においておる全部を御発表願ひたい。なお先ほどのお話合の上本席上においても立法化に努力するという御言質を頂きたいと思ひます。

○政府委員(川田三郎君) 現在提案になつております特別損失に関する法案の十一号三三三三その他政令で定める行為「これにつきましては、政令の案がまだ政府部内において固まつておりませんために資料として差出すことができないのは甚だ遺憾でございますが、その政令案の内容となるべき損失の具体例をここに本委員会に資料として本日提出いたしました。これによつて御覧下されば、現在政令にとり上げなければならぬと考えております事案が御了解願へると存じます。そこで只今お手許に資料として差出しました表につきまして、三十四例上つておりますが、これは全く従来発生いたしました陳情等もあり調査を行つたものもございます。そのうち今後の政令の骨子ともなるべきものを挙げた次第でございます。これと共通する事故が発生いたしました場合には、ここに具体的に挙げておらないものでも、やはり政令によつて補償の対象となる次第でございます。ここに資料の当該行為という欄が右のほうにございます。それでその全部については時間の関係上省略させていただきますが、比較的政令に關係のある部分で一つの例になつてお

一番の水源の利用阻害、これは水の問題でございます。具体的には山形県の若木村、山口村につきまして、水源を軍と共同で使うことになりましたために、使用水量が増大いたしました。従来灌漑用水が不足となつて来る。こういう事例につきましては、水源の利用を阻害したという軍の行為という規定をいたしまして、こうした損害の補償をいたすようにする。又三番にございましては、農業と漁業に両方關係いたしますような防風施設の損壊という行為がございまして、これは具体例をいたしましては、宮城県の大森飛行場建設に際しまして、防風林及び魚附林を伐採いたしましたために、附近の農産物、漁獲物に収獲上の被害を与えておる。こういう關係は従来漁業補償を以ていたしましては補償の途がなかつたわけでありますが、今回この法律施行と同時に政令のほうでとり上げまして、現在法定になつております法定事項の防潜網や防風施設の点で若し補償ができない場合は、更に政令を以てこの補償を行う。大体これは三番は防風施設云々と申します第二号で補償できると存じます。四番にはやはり水の問題がございまして、第一番と共通であります。宮城県の王城寺に軍が水源そのものを利用しておりますために灌漑用水が不足する、こういう問題も接収地区外でありますために従来法令によつては補償ができなかつたのであります。今回の法令に基く政令に

よつて補償をしよう、こういうわけでありまして。その他少し先に取りまして二十番には水の性質を変えろという、こういう軍の行為がございまして。これは具体的には、新潟飛行場の拡張工事の際、石灰が流出いたしまして又水洗便所の消毒薬が流出いたしまして、河川の魚の種、稚魚や魚の卵、そういうものが損害を受け、やがてその漁獲が皆無となつたという例がございまして。こういうものは漁業補償の世界におきまして水質の汚濁という一つの性質をとり上げて、政令で軍の行為を原因として数える水質水量の変更とか、水源の損壊とか、そういう表現を以て政令に規定したいと存じております。同じ欄にございましては、もう一つ飛行場のこれは専門の言葉だそうでありまして、飛行機が入つて来るときに危険である角度というものがございまして、それを進入表面と申しておりますが、進入表面というのは、飛行機の入つて来る角度によつて危険が感ぜられる一つの立体的な面でありまして、その附近にございまして建築物、そういうものに対しては航空機を飛着させるといふ行為を原因たる行為に数えます。これによつてここにございまして、海岸が航空機の進入表面にあるために地引網の作業が不能であるという事例や、航空機の進入表面の農家が危険のために移動をしなければならぬ、その移動費がかかる、こうした事例も損害賠償の対象にとり上げようという考えでございまして。その他只今申上げておきます問題、林道でありまして、自動車道でありまして、政令の中に林道の利用阻害でありまして、

自動車道の利用という一つの枠を設けて、これに当てはまるものは果してそれが損害を与えておるか、おらないかという、その個々のケースにおける折衝を成るべく簡略にするようにいたしまして、一つの考え方の方の枠をきめて、それに適合する、当てはまるものについては補償を進めて行きたいと存じております。以上のような考え方に立脚しておりますので、政令事項となりましては、現在まで問題になつておりました事故については能う限り多く政令にとり上げるように私どもとしては努力する考えでございまして。

○島村軍次君 この表を見ますと、附託になりましたのは水産委員会でありまして、被害の最も大きいのはやはり農業、林業等の問題が相当多いように見受けられるのであります。従つて農林省としてはこの政令予定事項に關して十分な調査があり、且つ特別調達庁との間に相当検討を加えられたものと認めますが、この点に關して農林省の御意見を一つ伺いたい。

○説明員(和栗博君) お答え申し上げます。農林省のほうといたしましては、その都度調達庁のほうともよく連絡をとつてやつて参つております。

○小串清一君 私はやはり島村君の意見に賛成ですが、はつきりしないので、ここに防風網その他水中工作物の設置並びに防風施設、これらも最も目立つた大きな問題です。あとは政令によつて定めるところがここになつて損害の程度が民法の損害と同じやうになつてしまふ。こんな法律を作らなくとも民法で以てやはりそういう害

を受ければ損害を請求する権利があるのです。それが特別立法によつてこの法律を作つてまでもそういう被害者を保護しようというのに、それをただばんやりとしておくということには私は反対なんです。ですからこれは一つ活かしておいて、それからこれにあるほかにも出てきまふでしょう。これは政令で追加するほかはない。だからこれはこの案のほうがよくしという考えで

○小林亦治君 このままでよろしいとは私は思わない。この政令で定むる行為といふものは、できる限りすべてのものを包含できるようにできなければ、だん／＼その可能性に近づくような何か補償がなければいゝゆる民法に對しての第二立法なので、これは賛成できないと申上げたので、その点を一つ当局から保証を頂きたいと思ひます。そうでないやうに昨日の議論のように、民法では全般を保護しておるにかかわらず、これ／＼のもの以外には補償しないという、いわば一つの枠をこれによつて設けることに帰着するので、民法の保護を撤回する結果になりますので、その点は私は気にしておる。

○政府委員(川田三郎君) ここに挙げましたような事例に基いて、現在政令の文案を急いでおりますので、今後新しい事例が出て参りました場合も幸いに政令に委任されます関係上、適時にこれを追加いたしまして、損害の補償をするということについては、国民の間に不公平の起らないやうに私どもは善処する考えでございまして。従つて政令事項につきましては、現在発生しております事故を成るべく多数に網

羅するやうに關係各省と協議をいたしまして、努力する考えでございまして。

○小林亦治君 いま川田部長の御言明の通り是非をあらうと思ふのですが、本日この配られたところの資料によりますと、該当行為として挙げられておる範圍といふものは、これは三十四欄に分れておりますが、大ざつばに見ますと、極く一部分だと思ふのであります。駐留軍の行為によるところの損害といふのはこれのみにとどまらなくて、現在問題となつておるものをすべて挙げたやうにおつしやるのです。昨日例えは三橋委員が質問されたやうに、乳牛に対する被害とか鶏の被害とかそういうものまで網羅することになりますと、まだ／＼相当該当行為と目するべき事項が多いのであります。どという観点からこれだけのものをみをピック・アップしてそれらのいゝわば問題となつておるものを除外せられたが、何かそれにわけがあるならば伺つておきたい。

○政府委員(川田三郎君) 現在でもこの表につきましては、各省から更に追加すべきものがあるかどうかという点を地方の出身官庁を通じて、各省間においても調査をしております。従つて出て参りましたものについて私どもは他の法令によつて補償されるかさでないかを吟味いたしまして、他の法令によつて補償されるものは、それを二重にならぬやうにこの表から外す、又この表に加えないという行き方で参ります。それは決して補償をせないという趣旨ではございせん。

それからここに上つております軍の行為の種類が現在の損害を網羅しないのではないかという御懸念に對しまし

ては、私どももその御趣旨をよく体しまして、政令を決定いたします際に十分現在の損害を他の法令以外の一つの救済方法としてとり上げる、洩れのないうやうに氣をつけて参る考えでございまして。又「とり」即それから産卵するやうな關係でありまして、これは従来見舞金でとり上げた例もございまして、現行の行政協定の十八条に基く損害補償、これによつても補償できると存じますし、これは違法性又は施設の可否という一つの要素がありますために、それがない場合にやはりこの特別損失のほうに入れるやうに努力いたしたいと存じます。

○小林亦治君 よくわかりましたが、この第一條の第一項一、二、三、例えは防風網とか防風施設、かやうに特別に例示せられたという原因は、防風網に對するところの損害補償の運動が相当燃烈であつたために特に出たやうに承つておるのですが、いま島村委員からもお話があつたやうに非常に農林關係の該当事項が多いのでありまして、結局にぎやかに運動したもののだけがいゝ／＼この法律によつて、その隠れた運動といひましようかとにかく活動に行動をとらない部面に対しては、これは政令、こういうやうな結果になつて、立法上非常に体裁がまずいと思ふのであります。そこで今部長がおつしやつたやうに、この該当行為として現在出ているこれらの名前をつまら項目と言ひましようか、これをこの際第一條に具体的に書いてもらひたいのか、これでわからぬものか、或いはこの後に各省間から出て参つたものは、これは政令ということ、現在わかる程度のものであつても例示願

えないか。損害の額から行きましても防潜網に劣らないところの損害額の出る参るものも政令事項にはたくさんあると思うのであります。あえて防潜網のみを真先に持つて来ることは権衡上どうかと思うのであります。

○政府委員(川田三郎君) 現在わかつておるものをこの法定事項に入れるという御意見は誠に結構で、私も希望いたすくらいであります。そのとり上げ方がなか／＼各省会議におきましても異論が出まして、その表現等について結論が容易に出ないわけでありまして、そこで今ここで法定の各号として挙げますことは理想的なのではあります。一応政令事項といたしまして、これが若し比較的水統する事故でございまして、将来本法案の施行後の改正といたしまして法定事項に盛り込んで行くという行き方もございまして、現在法定事項をここに加えますためには、やはり相当時間をかけなければならぬと、できるならば現在水陸の両面において非常に問題になっております防風林の關係、防潜網の關係を先ず法定事項としてとり上げ、それから政令事項を更に将来法定事項として上げるという心組もあるわけでございます。この際二項だけを法定事項とし、その他を政令事項とすることにし、そういう事情で原案がこうなつておるといふ点を御了承願いたいと存じます。

○小林亦治君 それからこのおしまいの附則のところなんですが、附則の一に、「この法律は公布の日から施行する。」とあります。この法案の出た原因に遡つて考えてみますと、すでに損害も発生してゐる、たくさんそうい

う事例がある。それらに対して速かに賠償をなすべきものだ、というお考えから、こういふ法案が出たわけなんです。が、公布の日としまして、これは将来のことなんです。その点これを避及するような方法を持つて行かなければいかん。でき得るならばそうすべきだ、というふうな御意見が、若し適及しない場合はこの法律の施行前に出た損害に対してはどのようなお取扱をなさるか。損害の補償について不公平のないように、この法律が出た後に出ないものと相違によつて補償を、得られるもの、得られないものといつたような絶対的な差がつかないように努力すべきだと思ひますが、その点についてどういふふうにお考えになつておるか。

○政府委員(川田三郎君) 施行期日につきましての御意見は誠に重大な御注意であると思ひます。この法文の解釈から申しますと、一説には駐留軍でありさへすれば、本法施行後これによつた損害は四月の二十九日から遡及して補償できるといふ説もあつたのでございまして、今日一般の多数の説といたしましては、本法公布の日から施行してその施行の日から発生した軍の行為によるものだけこの法律で補償するといふことになりまして、法律上の補償はこれから先のものといふことになりまして、その解釈では必ず今日と占領が終つたときとの間に空白の時代が生じます。この原案によりまして、農林大臣がそこに特別の行政措置を講じて、補償の繋ぎをつけると申しますか、やはり見舞金というふうな形式をとらなければならぬ、こう存じております。

○小林亦治君 もう一点だけですが、そうすると、その見舞金の金額がやはりこの本法施行によつて算出せられるものと差があるのですか、ないのですか。

○政府委員(川田三郎君) 理想的には差をつけたいといふことがよろしいのであります。が、財政上から申しますと、本法によつて補償される場合には、その補償すべき客観的の金額を予算のほうで追隨いたしまして、補償の債務として如何なる方法を以ても予算を組まなければならぬ責任が生じて来る。併し見舞金でありまして、理想は金額を見舞金といふことがよろしいのであります。が、法律上の債務がないといふことになりまして、そのときの財政状況に支配されまして若干の減額を受けるということもあり得るのです。

○小林亦治君 この法律の施行によつて、一方は権利となり、施行前のものは恩恵にすぎるといふような誠に天地の相違があると思ふのですが、このアバランスを直すためにどうしてこの附則の公布の日以前に遡らせる必要があると思ふ。その余地があるか、ないか。

○政府委員(川田三郎君) これは各省の協議を経まして法制局の意見に基いてこうした原案となりました関係上、現在政府といたしましては本法施行の時から法律上の債務を負担するといふ線で行きたいと存じております。

○小林亦治君 これは多分予備審査でありましようから、追つて本論的な討議の機会があると思ひますのでそれに持越すことにして、ほかの案件もございまいしうから、これに關する私の質問はこの程度にしておきます。

○委員(長谷川清君) 本法案は水産委員会に本付託になつておりますので、状況によりましては水産委員会に當委員から再び申入れて発言をするという機会が得られれば、そういう方法をとりたいと思ひます。一応本委員会といたしましてはこれを以て委員会としては打切ることと御異議ございせんか。

○委員(長谷川清君) それではさう取計らいたしたいと思います。

○委員(長谷川清君) 次に飼料の品質改善に關する法律案を議題といたします。昨日に引續いて質疑に入ります。

○三橋八次郎君 もう質疑も余りございせんけれども、先ず第一に第五條の三項でございまして、「当該申請に係る飼料の品質と異なる」ときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することができるとあります。これは具体的にどういふ場合でございせんか。

○政府委員(長谷川清君) 登録の申請者が、その申請書と申請に係る飼料の内容が違つておりますやうな場合におきまして、ただそれだけの理由で登録を拒否するといふことは適切ではない。従つてそのような場合におきましては、その違つておるといふ事項をあらかじめ指摘してそれを直させる、その上で登録をするかしないかといふことを一応やつてやるといふことが親切ではないかといふやうな気持からこの規定が生れておると存じます。

○三橋八次郎君 その場合、申請書に記載した事項よりも実際の品質がよろ

しかつた場合、その場合はどういふやうなお取扱になつておりますか。

○政府委員(長谷川清君) その場合は無論入ると考へております。それが一般的な名称で売られる飼料の一般の品質をそれが代表するといふことがはつきり認定されれば、それも該当するといふふうな考へていいと思ひます。私は併し一般的にはむしろ悪い場合、申請書と内容と比較いたしまして、内容のほうが悪いといふ場合に指示する例が多いのではないかと考へております。

○三橋八次郎君 内容のほうが悪い場合に、書類のほうを悪く直させるというより、飼料の品質改善といふやうなことであれば、書類はそのまゝにしておいて品質のほうを直させるというやうなふうにしたほうが、立法の目的のほうに適するといふことになりそうではありせんか。

○政府委員(長谷川清君) お話のやうな場合が多々あると思ひます。そういふふうな實際問題といたしまして、要はできるだけ指導をいたしまして、要はお話のやうにこれによりまして品質の飼料が普及するといふやうな趣旨に運用したいといふやうに考へる次第でございまして。

○三橋八次郎君 併しこの場合におきましては、書類を直させるだけでありまして、現物を直させるというやうなことは一つも入つておらんのでございまして、それは指導で行くといふことではございせんか。

○政府委員(長谷川清君) そうでございまして、実は御承知のやうに、登録につきましては、一件二千百の登録手数料を出すことになつております。今

と思うのです。これが一点。

それからもう一つはこの登録をすることによつて保護されるということになるかと思ひますが、この登録をしない者と二つに分れると思ひます。登録をしない者は、一つは善意で構成しておるところの組合員のために配合飼料を作ると、もう一つは協同組合がやるような場合を典型的なものと考えますが、そういう場合には何も品質の改善のために登録をする必要がないのです。それから競争をしてまでやる必要はないと思ひます。そういうような場合と、それからもう一つは営利を目的に地方の業者がこれは申請をしない場合が非常に多く出てくるんじゃないか、そのものによつて非常に農家が困るためにつけられる、こんな場合が非常に多く出てくると思ひます。この心配があるわけですから、だからこれによつて具体的に飼料が改善されるかという点と非常に大きな疑問があるわけですから、この心配は特定のものについては品質その他が保証されるかも知れんけれども、地方の場合を考へてみると、協同組合なんかは問題ではありませんが、それ以外のものについては却つて保証をされない、逆な現象が起きんかという心配をもちますが、この点はどうか。

○政府委員(長谷川清君) お話のよう

に飼料、特に配合飼料等につきましては地方的にいろいろの種類がございます。その関係上地方の人が登録を受けず、場合によつて、地理的に或は時間的に不便を感じるという点は確かに或る程度止むを得ないことではないかと思ひます。併し御承知のようには、大体配合飼料は現在あります。

二百二十ばかりでありますし、大体その工場の数というふうなものもきまつておりまして、さほど業者に御迷惑をかけることは少ないのではないかと、いふに思ひます。

なおお話を登録をしない業者と登録をした業者との関係でございますが、我々は先ほど来申し上げますように、できるだけ広範囲に登録をするように考へておるものであります。登録をいたしました者が結果的に一つの国の保証と申しますか、保護を受けるということとは、むしろ本法の狙つておるところであります。政府が保証すると申しますか、保証票を与えるような良質な飼料がたたく流通をするといふことには、できるだけ指導によつてやつて参りたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○東隆君 指導奨励によつてできる

だ

け登録をさせるようにするのだ、こういうことを理想にしておる、こういうお話のように承るのですが、若しうだとするならば、或る程度以上の製造をする者については登録をどうして、業者及び家畜飼養者を保護する方法を考えていくべきではないでしょうか。

○政府委員(長谷川清君) お話の通り

登

録及び保証制度につきましては、強制的に全部やらすという場合も徹底した方法としては考へられると思ひますが、先ほど提案者のほうから、お話があつたのであります。この際、段階といたしましては、そこまで急にやるということが業界に与える影響と、従つて又これによつて或は取引の混乱を来すというふうなことになる

ても如何かと、こういうような点が考へられなければならないと思ひまして取りあへずは任意登録制度で行く。併し実質的には成るべくこの趣旨によつて登録を受けるような指導をやることにこの案がなつておるといふふうに考へるのであります。これはいろいろ考へ方の相違かも知れませんが、成るほど徹底してやるということも一つの方法であります。代りに、又行政的に本法の趣旨を了解せしめて、任意的ではあるけれども実質の面においては全部の飼料にこれが適用されるということになれば、なお一層その効果を挙げ得るのではないかと、いふふうに考へておる次第でございます。

○東隆君 くだいようですね、私も飼料の製造をやる場合と、営利を目的とした会社その他によつて飼料の製造がなされる場合等においては非常に性格が違ふと思ひます。そこでこの餌の取締を考へてみたときに、どちらを中心にするかという点、営利を目的とした飼料製造業者のほうを取締らんければならぬ。その場合に或る程度以上の量を生産するもの、これは大きなもので恐らく登録をするであらうと思ひをされておるところのものに相当すると思ひますが、その分については強制的に登録をさせる、こういうことを考へておる。これは仕事の方面においてもその他の面においてもそう差支へはないと思ひます。従つてそういうふうな考へてやる場合に、本當の監督もでき、それから品質の改善もできるわけですから、だから私はもう極く少数のものをやるもの全部登録をさせるというふうな考へれば、これはもうできない

相談でありますけれども、相当量製造をしてそうしてその影響するところが極めて大きい、こういうような業者に対しては当然登録をさせるということとを前提におくべきが必要だといふことを考へておる。そういう意味において登録をしない、免れてとんでもないことをする、こういうふうなものによつて被害を受ける家畜飼養者を保護しなければ、実はこの法律の目的を達せられないと思ひます。そういう意味で強制登録をする。併しそれは勿論製造するところの限度をきめなければいけません、そういうことをやれば非常に品質の改善に私はこの法律よりもつと効果を挙げることができるとは思ひます。こう考へますが、その点はどうか。

○衆議院議員(中馬辰雄君) 営利を目的とする業者の場合と、然らざる例え

ば協同組合等の場合とは取扱を異にし

たらどうか。即ち営利を目的とする業者に対しては、強制登録なり或いは強制検査というふうなことをやつたらどうかというふうなお話でございます。

実はこの点につきましては、私ももう再々研究をいたしましたのでございますけれども、現在の段階におきましては、営利を目的としたものと然らざるものとを判然として區別して取扱をするといふことは、非常な摩擦を生ずるのであるかと。又登録を申請せざる業者が不良なる飼料を販売或いは製造いたしまして、そのために農民が非常に迷惑をこうむるのではないかと、いふお話でございます。私もこの点については心配をいたしておりますことは事実でございます。併し政府が製粉を保証して保証製粉をされるような制度になつた場合においては、恐らく政府の登録というものは相当な或いは相当以上な權威を持つことになりまして、殆んどすべての業者の方々が登録の申請をされるのではないかと。又農民の方々が登録のないような飼料を買わない傾向になつて行くのではないかと。いふふうに私も考へております。現在の段階におきましては、この二つを區別するとか、或いは或る程度以上の規格を持つておる業者は強制的に登録せしめるといふことは少し時期が早いのではないかと。若し本法を施行いたしましたして、どうしてもこの程度では所期の目的を達成することができない、登録をしない業者のほうが多くなつたり、或いは生産数量が多かつたりいたしまして、そのために農民が非常に迷惑をこうむるといふような事態が発生し、或いは予想せられるような具体的な事態が来た場合に於いては、我々は只今の東先生の提案の趣旨に副うように本法を切替へるといふことも実は予想をいたしておるところであります。

○東隆君 一応の実施の経過を見て

おそれると、こういうふうなお話でありま

すけれども、それからもう一つは協同組合と営利業者との関係は業者間に大きな摩擦を起す、こういうお話が

あります。私は、協同組合の販売関係の事業で以てやる場合は大分違ひますけれども、仮に購買加工で以てこれをやる、こういうふうな場合を考へたときには、これは農家の自給の部分を拡大したものであつて、その監督を受ける必要のないものだ、という考へ方を持ちますし、そのために協同組合をこしらえておるのです、従つて

その部面こそ家畜を増加して行つた
り何かする上に大きな役割を果さすべ
きであつて、その面についての若し營
利業者との間の摩擦があるとするなら
ば、協同組合関係の部面を保護する
助長して、そうしてそつちのほうを大
きくすべきである、こういう考え方に
立ちます。従つてこの際は、営利を目
的に飼料製造をやりこれを販売をする
面における方面の質の改善その他を当
然考へべきであつて、これに対しては、
例えば中にある榮養関係のパーセント
を少し下げてそうして量を殖やして売
ると、こんなような形も出て来るであ
りましょう、それから原料が安けれ
ばそいつを混ぜると、こういうような
形で以て異物混入のような形も出て来
る。こんなようなことが往々出て来る
のはその方面が多いと思ふのです。従
つて協同組合関係と業者との間に摩擦
が生じるという面は、十分に一つ調整
をとる必要が勿論ありますけれども、
その摩擦を考へる必要がないと思ふ。
この場合考へべきものは、やはり営利
業者によつて製造されることの飼料
料、これの品質の改善というものを中
心に考へられた場合に或る程度の取締
規定をしなければ、これは問題になら
んとする。その場合に登録ということ
は、登録をすることによつて間接に業
者を保護することになりまして、決して
任意の形でもつてやるようならば保
護することにはならんわけです。です
からこれはどうしても或る程度の製造
原料、取扱の数量、そういうようなも
のに限度を設けて、それ以上のものは
当然登録を受くべきである。こういう
ふうな形にこれを持つて行かなければ
ば、これは法律が目的としておるとこ

ろのものを達したいのではない。
こう考えますので、この点は先ほどか
らのお答へ等から聞きますとどうも解
決しようにもありませんけれども、そ
ういう意見を強く私は持つております
からその点を一つ申上げておきます。
○委員長(山崎恒君) 他に御質疑がご
さいませんでしなれば、一応本法律
案につきましては予備審査は本日をも
つて打ち切りまして、追つて本付託の上は
残余の質疑を終えて直ちに討論採決に
入りたいと思ひますが、如何でござい
ますようか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山崎恒君) 本日はこの程度
で予備審査を打ち切るということでは如
何でございませうか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(山崎恒君) それではさよう
取計らうことにいたします。

○委員長(山崎恒君) 次に農業災害補
償法の一部を改正する法律案を議題に
供します。本法案については去る三月
五日提案理由の説明を受けましたか
ら、本日は先づ法案の内容その他参考
事項について説明を求めます。ちよつ
と速記をとめて下さい。
【速記中止】

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下
さい。農林省の経済局長から説明をお
聞きすることにいたします。

○政府委員(小倉武一君) 災害補償法
の一部を改正する法律案につきまして
概略御説明をいたします。本案なり要
綱を御覧になつて頂きますと順々にお
話をしたいと思ひます。
第一点でございしますが、この法律
の十二条の改正でございします。これは
どういう趣旨であるかと申し上げます

と、現在の建前から御説明することに
なるわけでございしますが、これまで共
済掛金の農家負担と国庫負担の割合を
ここで示しておるわけであります。従
来現行法によりますと、通常共済掛
金標準率のうち、全国最低の府県のも
のを差引いた残りの二分の一を国庫負
担と農家負担でやる、こういうこと
になつております。二分の一が国庫負
担、二分の一が農家負担、かようにな
つておりました、この全国最低部分に
つきましては、全く農家負担というこ
とに相成つておつたのであります。そ
こでこのたびはその点を改正いたしま
して、従来の全く農家負担になつてお
りました部分につきましても、三分の
一は国庫負担ということにいたしました
のであります。それによりまして農家の
負担が若干軽減される、こういうこと
に相成るのであります。お配りしたも
のに図表がございしますと思ひますが、
これを御覧頂きますとよくおわかりに
なると思ふのであります。この図
表について只今申上げましたところを
若干敷衍しながら申上げます。この図
の一番左の方が現行に基くものであり
ます。大体反当の共済金額を六千円
と、こゝろふました場合の図でござい
ます。現行制度によりますと、通常共
済掛金標準率、異常共済掛金標準率、
超異常共済掛金標準率、こう三つに分
れておりまして、最低の部分につきま
しては全然農家負担、残りの通常の部
分の半分が国、半部分が農家、異常と
なりまして、同じように半部分が国で半
部分が農家、超異常は全部国庫負担、こ
ういうことになつておるのでありま
す。改正法案におきましてはその右の
真中の図になるのであります。従来

最低の全く農家の負担にされておりました部分についても三分の一は国庫負担にする、こういうことであります。そこでこの際もう一点補足しますと、昨年申上げましたように、水稻につきましては安全割増分というのを昨年の料率のときに削除したしたのでありますけれども、この際やはりそれを復活したほうが連合会の経営に安全性を増す、それからこの際復活いたしましても農家負担は増加しないというこゝとに考えまして、安全割増分を復活いたしたのであります。この安全割増の部分につきましても全然農家負担ということではありませんが、半分は国が負担する、半分は農家負担、さうにいたしたのであります。これが十二条の改正の趣旨でございまして、従来のやり方と今回のやり方とを比較いたします場合に、両方とも六千円の反当の共済金額でいたしますと、これも図表の線で書いてございしますが、従来の割合で申しますと、農家負担は四六・五%、国庫負担は五三・五%、かやうになつておるのであります。今回の改正によりますと農家負担は四〇・四%、国庫負担が五九・六%、かやうになりまして、農家負担が軽減されるというところに相成るのであります。
次のページでございしますが、第二点といたしましては、組合の設立の認可の点が二十五条の改正法案になつております。従来の設立の認可につきましては、いわば準則主義の認可でございしたものであります。そこそこ若干の自由裁量の余地を残す、と申しますのは、共済組合の公共性と申しまするか公益性に鑑みまして、或る程度のやはり若干の自由裁量の余地を残す必要がある、かやうな趣旨で以てここに改正をいたしましたのであります。

なお二十六条で、認可の申請がありましてから行政庁が認可又は不認可の通知をするまでの期間が、従来一月間というものでありましたが如何にも短いので、これは二月間に直すことにいたしましたのであります。
なお又細かくなりますけれども、認可の申請がありましてこの設立の状況につきまして設立の発起人等に照会をいたす、こういった場合には、いわばこの期間が中継されるといつたやうな規定を念のために入れておいたのであります。
次に第三十二条以下の規定であります。これは共済組合の役員に責任について規定であります。従来ともこの趣旨で役員が組合なり連合会の運営をいたさなければならぬことは言までもないものでありますけれども、忠実の義務と申しますか、忠実に職務を遂行しなければならぬという趣旨を、三十二条の二という条文を追加いたしましたその旨を明かにしたのであります。その義務に伴ひまして責任の規定も又おのずから若干重くいたしておるのであります。
それから責任の規定と関連いたしますのが、行政庁の監督の規定につきましても、若干の強化を講つておるのであります。それが八十条の規定であります。従来行政庁が団体を検査いたしましてそこに若干の違法のことがあつた場合には、必要な措置を命ずることができるとなつておりましたが、措置を命じまして必要な措置をとらない場合はいさなり団体の解散というところに相成つておつたのであり

ますけれども、そこに役員改選命令
或いは役員解任というふうな処分が
できるような規定を入れたのでありま
す。

次は蚕繭の關係であります。御承
知の通り現在の建前で申しますと、
春蚕繭と夏秋蚕繭が一本の補償制度に
なつておりましたのを、それを春蚕繭
と夏秋蚕繭に分けて、補償制度の
目的が更に十分行くようにいたしました
のであります。これによりまして春蚕
繭につきましては相当程度農家負担が
軽減されるということに相成るかと
存じております。

その次は百六条の關係であります
が、百六条の現行法は実は附則で以て
施行がされておりましたのでありま
す。そこで収量によつて若干共済金額
は違ひますけれども、画一的な共済金
額になつておつたのであります。けれ
ども、今回はそこに若干の弾力性を持
たせまして、危険階級によりましてこ
の収量区分による共済金額を定めるこ
とにいたしましたのであります。この点に
つきましては先ほどの資料を御覧頂き
ますと右のほうの枠の中に書いてあり
ます。例へば現行法で申しますと、
と、二石以上のものは七千六百円とこ
ういふふうに画一的にきまつておるの
であります。今回改正いたそうとされ
ております点は、その右のほうの危険
階級別に書いてございまして、危険階
級の第一階級に属するものは従来通り
七千六百円、併しながら第二階級に属
するものは七千六百円か、七千二百円
を選ぶことができる、第三階級に属す
るものは七千六百円か、七千二百円、
それから六千八百円といったような三

段階を選ぶことができる、第四階級は
更にもう一段加へまして六千四百円ま
で選ぶことができる。かようにいたし
まして、この百六条の本来の趣旨を若
干活かしましたので、この際百六条を
改正して只今御説明いたしましたよう
なことにしたい、かように考えたので
あります。

それから百七条の規定はそういう措
置に伴ひます技術的な規定の改正で
あります。

次は百九条の關係であります。が、
これは先ほど申しましたように、蚕繭
共済につきまして春蚕繭と夏秋蚕繭の
二つに分ける、こういうことと相俟い
まして現在の補償の限度は四割以上の
被害について規定がされておるわけ
であります。それを三割に下げまし
て補償の限度を拡大すると、こういう
趣旨であります。

百十条の規定は先ほど申しましたよ
うに春蚕と夏秋蚕につきましての期間
の規定であります。

大体以上がこの一部改正の法案の概
要でございます。

次に家畜共済の臨時特例に関する法
律案の概要を御説明申し上げます。

この特例の目的は、法律の第一条に
書いてありますように、家畜の死亡に
伴ひての共済と疾病傷害の共済とをい
くつかの一元化したとして、死傷病傷共済
というようにいたしまして、これを一
部組合に当てはめまして実施をいたし
まして、今後の家畜共済制度の合理化
に資しよう、こういうことであります。

対象となりますのは第二条以下に
書いてありますが、大体この死亡廃用
と傷害疾病の共済を一元化してやり得

るようなすでに地盤ができておるよう
な地帯を重点に選びまして、その組合
の同意を得て農林大臣が指定する、こ
ういうことになつていきたいと思います
のであります。

勿論この指定につきましては途
中都合によりまして指定をやめるとい
うようなこともありますので、農家単
位の場合と同じように指定の取消もで
きるようにいたしてあります。

第三条の規定は、これはこの特例に
よる家畜の共済が死亡廃用と疾病傷害
とを一元化した死傷病傷、それから従
来あります生産共済、こういうことに
なります。これは申すまでもないことと
なります。

次に共済掛金率であります。共
済掛金標準率というものを定めてきめ
まして、それによつてやるわけであり
ます。この掛金率の範囲は二項に書い
ておりますように共済掛金標準率を下
らないように定める。

次のこの但書をおいた意味といたし
ましては、死亡廃用と疾病傷害を一元
化しますために、共済金額の非常
に高い家畜におきまして疾病傷害に当
る部分の共済掛金が非常に多くなるとい
うことになりまして、これは農家経済
の上から申しますと困りますし、又
さようなことがあつてはなりませんの
で、さような場合におきましては例外
を作つて、そういうことが起らないよ
うにいたしたい、或いは疾病傷害事
故というものが殆んど起らない、こ
ういうことが確実に認められるような場
合には、同じようにやはり共済掛金率
を引下げる、こういう趣旨であります。

次にこの掛金標準率のきめ方であり
ますが、これは法律には現われており
ませんが、今考えております点は二つ
に分けてあります。一つはこの共済金
の目的である診療費の問題でありま
す。このうちいわば技術料と申しま
す。人件費部分的なものを除いた部分
を目的とするもの、もう一つはこの診
療費のうち技術料的なものを含んだも
の、この二つをきめたい、かように考
えております。

従いましてこの次の五条の共済金に
つきましては、先ほど申しましたよう
な技術料を含んだものと、又含まない
ものと二種があり得るわけでありま
す。この選択は勿論組合が全部組合員
の意思にかかわらずきめるものではご
ざいませんで、組合員の個人の自由選択
というふうな考へております。診療費
のうち技術料を含んだ部分を選ぶか、
或いは技術料を含まない部分を選ぶか
ということとは組合員の自由意思にいた
したいと、かように存じております。

第五条の關係はさうなことでありま
すが、次の会計の区分は、こういう実
験をいたしますもので、指定組合にか
かる分につきましては経理を区分す
る、そういうことによりまして、実験
の一つの材料をよりよく得られるとい
うこと、なお又補助の關係もございま
すので、かような措置をいたしてお
るのであります。

次に今申しました補助金の關係は、
第七條に別途今出て来ておるのであり
ますが、この趣旨とすると、これは、
死亡廃用と疾病傷害を一元化すること
によりまして危険率が低下する、死亡
特に死亡廃用の危険率が低下するとい
うことが期待できるのであります。こ
れも従来の実績によりましては疾病傷
害の共済が相当進むと、死亡廃用の危

険率が若干低下するといったような実
績もございしますので、そういう低下
を見込みまして、それをこの指定組合
の補助金一つ充てよう、こういう趣
旨であります。これによりまして疾病
傷害に加入することによりまして共済
掛金の若干が実質的には軽減される、
かようなことに相成るのであります。

次は第九條の審査会の規定でありま
すが、この家畜共済の一元化の実験
につきまして、いろいろ実施上の問題
が生じて参ると存じますので、この
点につきましてはこの審査会にかけ
て、この意見を十分尊重してこの試験
の運営の十全を期したい、かようなつ
もりであります。

第十條は従来の家畜共済に関する規
定の準用の規定であります。なおこの
試験は約二年間実施をいたすつもりで
あります。附則におきまして三十年の
十月というふうになつておりますが、
これはこの法案が通りましてすぐ
に切替わるといふことはできませんの
で、若干の準備期間を見てございま
す。關係上、二年半余りに期間を予定を
いたしておるのであります。

附則の三項、四項、五項等は、従来
の死亡廃用共済、疾病傷害共済が別々
に行なつておりましたのを、この制度
に切替へますための経過的な必要な措
置であります。大体概略でございま
す。

○委員長(山崎恒君) 質疑は次回に譲
ります。本日はこれで散会いたしま
す。

午後三時四十分散会

昭和二十八年三月三十一日印刷

昭和二十八年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局